

東京第一検察審査会

平成27年（申立）第7号審査事件

上申書(4)

平成28年（2016年）1月27日

東京第一検察審査会御中

申立人ら代理人 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 保田 行雄

同 弁護士 海渡 雄一

上申の趣旨

貴審査会においては、貴検察審査会の第五検察審査会に係属し、昨年7月17日に強制起訴を求める議決がなされた東京電力株式会社（以下「東京電力」という）元取締役らに対する業務上過失致死傷事件の議決をふまえ、関連する東京電力と経産省原子力安全・保安院（以下「保安院」という）関係者の刑事責任について、鋭意審査を進められていることと拝察します。

その後、関連する東京電力の職員、保安院の関係者、さらに福島県関係者の事故以前の行動に関するあらたな証拠資料が公表されています。

既存の証拠と併せ、これらにもとづいて、改めて、本件の被疑者らの刑事責任について、上申書を作成しましたので、審査会の審査の参考として下さい。

この上申書と証拠を併せて検討し、東京電力元役員ら3名だけでなく、東京電力の津波対策責任者2名と保安院の津波対策審査担当と責任者合計3名を起訴し、8

名を被告人とする裁判を行い、福島原発事故の真相を明らかにし、その刑事責任を厳しく追及することを強く求めます。

上申の理由

内容

第1	強制起訴議決の意義.....	3
1	真実は隠されてきた.....	3
2	東京電力旧幹部3名を強制起訴.....	4
3	起訴議決は政府事故調と検察の描いてきた構図を一変させた.....	4
第2	保安院による耐震バックチェックは2009年に終了する予定であった。	5
1	保安院には、平成21年（2009年）に完了する予定だった耐震バックチェック作業の6年もの延期を認めた重大な責任がある。.....	5
2	新指針の既設原発への適用をめぐる水面下の動き.....	5
3	耐震設計審査指針が改訂される.....	5
4	既設原発の運転を認めながら新指針への適合を求めたバックチェック.....	6
5	保安院は「不作為」を問われる可能性があると考えていた.....	7
6	原子力安全委員会は耳をそろえて3年以内に最終報告を出すよう保安院に求めていた.....	8
第3	東京電力の方針転換を保安院はなぜ止められなかったのか.....	9
1	いったんは津波対策をとることが決まっていた.....	9
2	福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できない.....	10
3	15.7メートルの試算は対策の内容を詰めるための準備.....	12
4	耐震バックチェック最終報告で「長期評価」を考慮することは決定されていた.....	13
5	2008年6月、10メートルの防潮堤建設など具体的津波対策の検討を指示.....	14

6	土木学会への検討依頼は耐震バックチェックの長期先送り	14
第4	保安院に15メートルの津波は報告されなかったが	15
1	東京電力の国への報告は地震の4日前	15
2	対策が遅いと指摘した保安院小林審査官	16
3	名倉審査官の調書は半落ち状態	16
4	津波想定は事故後も隠された	18
第5	貞観の津波の危険性を保安院は認識していた	19
1	貞観の津波	19
2	「津波にかかるとクビになるよ」	20
3	驚くべき森山メール	20
第6	東京電力の津波対策責任者と保安院の責任者の起訴で、福島原発事故の全貌の解明を	22
1	私たちは事故の真相・深層の解明を求める	22
2	浮かび上がるプルサーマルの影	23
3	起訴相当の判断を	24

第1 強制起訴議決の意義

1 真実は隠されてきた

東京電力福島第一原発事故は津波によって全電源が喪失したことが主たる原因です。地震による外部電源や配管の破断を指摘する見解もありますが、主原因が津波にあることは明らかです。

津波が来て、非常用ディーゼル発電機が水没する可能性があるということは、原子力に携わるものが皆知っていたことで、何ら新しいことではありません。ある高さまで津波が来れば電源がダウンすることは、皆が知っていたことです。したがって、事故の刑事責任を問えるかどうかのポイントは、敷地の高さを超えるような津波を事前に予見することができたのか（予見可能性）、原発事故災害の被害を避けるような対策が可能だったか（結果回避可能性）という点にあります。これまで、私

たちは予見できたはずで、回避もできたはずだと主張してきました。

しかし、強制起訴議決が明らかにしたことは、東京電力および元役員らは敷地の高さを超えるような津波を事前に予見していたし、これに対する対策を立て、実行する計画で手続きを進めていながら、これを途中でこの計画を放棄していたということでした。

2 東京電力旧幹部3名を強制起訴

平成27年(2015年)7月31日、東京第五検察審査会は、前年7月31日に引き続き、平成25年(2013年)9月9日に東京地検が不起訴処分とした東京電力元幹部のうち、勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、業務上過失致死傷罪で強制起訴を求める議決を行いました。

3 起訴議決は政府事故調と検察の描いてきた構図を一変させた

議決の最大のポイントは、平成19年(2007年)12月時点で、東京電力が政府の地震調査研究推進本部による「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」という)を取り入れる方針を決め、平成21年(2009年)6月には耐震バックチェックを終える計画であったとされていることです。従ってそのころには津波対策工事も完了させる方針を東京電力が決めていたということです。

このことは、これまで周到に隠されてきました。検察審査会の市民の皆さんが、検察の集めた資料の中から、このことを明らかにしたのです。

平成20年(2008年)7月の武藤栄氏の土木学会への津波検討依頼の指示は、対策をとるかとらないか迷った末に、先送りされたと、政府事故調、検察の不起訴理由は説明していました。しかし、事実は違っていたのです。武藤氏はいったん決まっていた社の方針を大転換したのです。いったん決定されていた、きちんと津波対策をやるという東京電力の社としての方針を、土木学会への検討依頼を口実に、全面転換したのです。つまり平成21年(2009年)6月に終えなくてはならな

かった耐震バックチェックを、6年以上も先送りして、平成27年（2015年）以降にまで延ばすという、とんでもないことをしたのです。これが今回の起訴議決の最大のポイントです。

第2 保安院による耐震バックチェックは2009年に終了する予定であった。

1 保安院には、平成21年（2009年）に完了する予定だった耐震バックチェック作業の6年もの延期を認めた重大な責任がある。

本件において、我々が責任を問うている保安院の3人の被疑者の責任は、当初の計画で平成21年（2009年）6月に完了する予定であった、耐震バックチェック作業を期限内に完了させなかったところに求められることが明らかになってきました。

2 新指針の既設原発への適用をめぐる水面下の動き

ここで、耐震設計審査指針とそのバックチェック作業について振り返っておきましょう。新しい耐震設計審査指針が平成18年（2006年）9月にまとめられ、新しい原発の設置許可についてはこの指針を基準としていくことが決まりました。問題は、すでに許可を受けている古い原発の扱いでしたが、それについては政府と電力会社が一緒になって、耐震バックチェック作業をやるということになっていました。これが大幅に先送りされたことが、津波対策の先送りの背景にあります。このバックチェック先送りも、これまで隠されてきて、今回明らかにされた極めて重大な事実です。

3 耐震設計審査指針が改訂される

原子力安全委員会は、平成18年（2006年）9月19日に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下、「新指針」という）を決定しました。この中に「地震随件事象に対する考慮」として、津波についても次のように書かれています。すなわち、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と

想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分に考慮したうえで設計されなければならない」とされました。「極めて稀」でも考慮するのだと書かれているのです。これは、千年に一度、万年に一度、十万年に一度でも想定しなさい、ということです。百年に一度の話ではないのです。現に平安時代に貞観の地震が起きているのですから、福島沖でも、M9近いプレート境界地震は千年に一度程度の確率では起きていたのです。

4 既設原発の運転を認めながら新指針への適合を求めたバックチェック

新しい耐震指針は、二重の意味を持っていました。つまり、新しい原発はこの基準に合格しなければ許可されないのですが、既設の原発については、この基準に受からなければ運転できないという、そのような法的規制の対象にはなっていませんでした。新設と既設で別々の二重規制となっていたのです。

新しい原発についてはこの基準で審査するのに、古い原発は古い基準のままで動かしていくというのでは、論理的におかしいです。当時の保安院は、電力各社に対して既設原発について新指針に照らした安全性の評価を実施して報告を求める「耐震バックチェック」という作業を指示しました。できるだけすみやかに新しい指針に適合しているという確認作業をする、ということだったのです。これをバックチェックと呼んでいました。

現在の規制委員会の作業は、バックフィットと呼ばれています。再稼働に向けて規制委員会が行っているのは、「新しい基準に適合していることが証明されない限りは動かさない」という前提に立っています。これは新しい基準が古い原発に関しても法的に拘束力を持っているわけです。当時、私たちはそうしなければいけないと言っていたのですが、政府・保安院はそうはしませんでした。ここに非常に不徹底な点があったのです。新指針に改訂等がなされたからといって、既設の原子力施設の耐震設計方針に関する安全審査のやり直しを必要とするものではなく、許可を無効とするものでもない、既設の原子力施設に関する耐震安全性の確認は、あくまでも法令に基づく規制行為の外側で、事業者が自主的に実施すべき活動として位置づ

けられるべきであるとしてしまいました。原子力安全委員会は、保安院からの脅しに屈し、自らの制定した新指針が既設炉を拘束するものであることを否定してしまっただけです。

しかし、地域的に言うと、例えば柏崎刈羽原発などは、耐震バックチェックが完了しない限りは動かさないということを、新潟県知事、泉田裕彦氏は東京電力に対して呑ませて、バックチェックが終わらない限りは動かさないという回答を引き出しています。新潟だけはそのようになっていたのです。柏崎刈羽原発よりもっと危いと言われる浜岡原発は、なぜバックチェック作業中も動かし続けられるのだろうかという疑問でしたが、実際にそういうことが起きていたのです。

5 保安院は「不作為」を問われる可能性があると考えていた

それでは、次に、まさに新指針を決めたその同じ年である平成18年（2006年）に、保安院が電力会社に対して何と言っていたかを見ましょう。9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会（保安院、電事連、原子力安全基盤機構の三者が定期的集まる会合）では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと『不作為』を問われる可能性がある」と報告されていました。

このように、相当厳しい意見を言っていたのです。さらに、国会事故調報告書によると、平成18年（2006年）10月6日の耐震バックチェックに係る耐震安全性評価実施計画書についての全電気事業者に対する一括ヒアリングで、次のような口頭指示がなされていました（国会事故調報告書 87 頁）。

保安院は、平成18（2006）年10月6日に、耐震バックチェックに係る耐震安全性評価実施計画書について、全電気事業者に対する一括ヒアリングを開いた。この席上で、保安院の担当者から津波対応について「本件は、保安院長以下の指示でもって、保安院を代表して言っているのだから、各社、重く受け止めて対応せよ」とし、以下の内容が口頭で伝えられた。

「バックチェック（津波想定見直し）では結果のみならず，保安院はその対応策についても確認する。自然現象であり，設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕が少ないプラントは具体的，物理的対応を取ってほしい。津波について，津波高さとの敷地高さが数十cmとあまり変わらないサイトがある。評価上OKであるが，自然現象であり，設計想定を超える津波が来る恐れがある。想定を上回る場合，非常用海水ポンプが機能喪失し，そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない。今回は，保安院としての要望であり，この場を借りて，各社にしっかり周知したものとして受け止め，各社上層部に伝えること」

このように，平成18年（2006年）当時の保安院は二面性を持っています。新しい耐震設計審査指針に基づいて審査して合格しなければ動かさせないということまではやりませんが，電力会社に対してキチンと対策を採れと圧力を加えるということはしていたのです。

6 原子力安全委員会は耳をそろえて3年以内に最終報告を出すよう保安院に求めていた

雑誌『科学』2015年12月号に掲載された共同通信社の鎮目宰司記者による「漂流する責任—原子力発電をめぐる力学を追う（上）」（添付資料3）においては，当時の原子力安全委員会の事務局で審査指針課長を務めていた水間英城氏が平成27年（2015年）1月のインタビューで，耐震指針の策定中であった平成17年（2005年）頃に，保安院と電力会社の担当者を集めて，「事務的打ち合わせ」を開き，次のように述べていたと言います。

電力各社に対し水間氏は「3年以内（13カ月に1回行う）定期検査2回以内でバックチェックを終えてほしい。それでダメなら原子炉を停止して，再審査」と，強く求めたという。（中略）水間氏は，バックチェックの実務を担う保安院の佐藤均原子力安全審査課長らにも念を押したという。

「『耳をそろえて3年以内に』と言った。（電力会社は）耐震指針検討分科会の

議論も見ていたのだから、常識的にそれぐらいでできるだろうと。現に（２００６年）９月２０日の（保安院）指示文書を受けて電力が１０月に出した計画では、３年以内に終えることになっていた」

「とにかく補強して下駄をはかせれば（改定指針の要求を）満たす、という状態ならオーケー。原許可（原発建設時の国の許可）は変えなくていい。ただし、３年経ってもバックチェックを完了しない状態であれば伊方判決の『原許可取り消し』があるから駄目だよと。バックチェックは（原発の耐震安全性を問う）実力勝負だから」

この証言は貴重です。なぜなら、原子力安全委員会は保安院に対して、３年以内に耐震バックチェック作業を終えるよう要求し、電力会社も当初はこれに従っていたことがわかるからです。

このような方針が貫かれて、保安院によって対策が指示され、平成２１年（２００９年）までに耐震バックチェック作業（津波対策を含む）が完了していれば、福島第一原発事故は防ぐことができたのです。

世間の風向きを受けて、保安院は、電力会社に対しては一定程度、強い姿勢で臨んでいました。しかしこのような保安院の当時の姿勢は、その後、どんどんおかしい方向に変わっていってしまいました。どうしてそうなってしまったのかということは、よくわかっていません。福島第一原発の場合は、プルサーマルの推進が経済産業省の大方針となる中で、耐震性の強化はネグられていったようにみえます。この点の解明こそが、本件申立の最重要課題なのです。

保安院によって予定通りの対策が指示されていれば、事故は防ぐことができたでしょう。しかし、対策はとられず、東京電力など電事連の圧力に保安院は屈していたといえます。

第３ 東京電力の方針転換を保安院はなぜ止められなかったのか

１ いったんは津波対策をとることが決まっていた

平成１９年（２００７年）に新潟県中越沖地震に見舞われた柏崎刈羽原発では想

定を大幅に上回る地震動により、3000カ所の故障が生じました。地下水や消防用配管の破裂などによる地下の浸水なども起きました。発電所の地下に水が流れ込んでくるような事態はありうるという強い警告でした。これまでの想定を超える地震・津波にも備えなければならないという教訓にすべきでした。しかし、そのようにはなりませんでした。

当時、東京電力で地震津波対策の中心に立っていたのは3・11の時、福島第一原発の所長だった吉田昌郎氏ですが、その吉田氏自身が政府事故調の調書の中で述べているように、「平成19年7月の新潟県中越沖地震の際、柏崎刈羽原発において事態を収束させることができたことから、ある意味では設計が正しかったという評価になってしまい、設計基準を超える自然災害の発生を想定することはなかった」（政府事故調報告書439頁）というのです。つまり東京電力は、想定を超えても、大事にならなかつたと考えたのです。辛うじて助かつたのだから次に備えてどんどん対策を強化しよう、と思うのではなくて、慢心してしまったのだと言えらると思ひます。さらに、ひどいことに、中越沖地震で明らかになつた知見への対応を口実に耐震バックチェックの完了すなわち津波対策が先延ばしにされていったのです。

2 福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できない

平成19年（2007年）12月の段階で、耐震バックチェックにおいて、東京電力は、「長期評価」を取り込む方針で進めることになつたのです。つまり、東京電力の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木調査グループでは、「長期評価」に基づいて試算すれば福島第一原発のその時点における想定津波の水位を大幅に上回る高さの津波が算出されることが高度に予想されていたこと、中越沖地震発生後、柏崎刈羽原発の運転が停止し東京電力の収支を悪化させ、そのうえ耐震バックチェックにおいて、「長期評価」に基づく津波評価を行つた結果、対策工事を実施すべきこととなつた場合には、福島第一原発における津波に対する安全性を疑問視され、最悪の場合、福島第一原発の運転まで停止せざるを得ない事態に至り、そのことが東京電力の収支をさらに悪化させると危惧されていたことが今回の強制起

訴議決に示されています。

東京電力では、平成21年（2009年）6月には耐震バックチェックの最終報告を行い、それを終了させる予定であったというのです。前述した水間氏の発言と符合します。

平成19年（2007年）11月ころ東京電力は土木調査グループに、耐震バックチェックの最終報告のための津波評価について、「長期評価」の取扱いに関する検討を開始させました。以後、子会社の東電設計との間で津波水位の試算に関する打合せがなされ、関係者の間では、少なくとも2007年12月には、耐震バックチェックにおいて「長期評価」を取り込む方針で進められることになったというのです。この事実は、政府事故調の報告書に示されていない新事実であり、これまでの政府事故調の報告では、曖昧にされていた部分です。政府事故調中間報告では、この部分は次のように判断されていました。

武藤副本部長（当時）及び吉田部長（当時）は、三陸沖の波源モデルを福島第一原発に最も厳しくなる場所に仮に置いて試算した結果にすぎないものであり、ここで示されるような津波は実際には来ないと考えていた。東京電力が平成19年（2007年）7月の新潟県中越沖地震に見舞われた柏崎刈羽原発の運転再開に向けた対応に迫われ、地震動対策への意識は高かったが、津波を始めとする地震随伴事象に対する意識は低かったと判断されていた。そして、武藤副本部長と吉田部長は念のため、推本の長期評価が、津波評価技術に基づく福島第一原発及び福島第二原発の安全性評価を覆すものかどうかを判断するため、電力共通研究として土木学会に検討を依頼しようと考えたが、あくまで「念のため」の依頼で、その検討の結果がかかる安全性評価を覆すものであるとされない限りは考慮に値しないと考えられていた。

しかし、すでに説明したように、今回明らかになった事実は、このような報告書の内容とは全く異なっています。政府事故調は重大な証拠を隠し、真実の隠蔽に手を貸してきたと言わざるを得ないのです。

平成20年（2008年）2月16日に実施された東京電力の「中越沖地震対応

打合せ」では、土木調査グループから勝俣元会長ら被疑者3名にその旨が報告されるとともに、それに関する資料が配付されました。

東京電力は、平成20年(2008年)2月26日、今村文彦教授から、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」旨の指摘を受けます。

このように、平成19年(2007年)12月から翌平成20年(2008年)の7月までは、津波対策をやる前提ですべてのことが進んでいたのです。なぜ15.7メートルの計算がされたのか、あるいはなぜ、工事の計画の検討が進んでいたのか、といったことも政府事故調ではきちんと説明されていませんでした。それは、社として津波対策を採るという方針が決まっていたからだったのです。このように単純な話だったのです。東京電力は、平成19年(2007年)12月に、津波対策をするという方針を決定していた、という重大な心棒が抜けていたために、全体がわけの分からない話になってしまっていたのです。

その後、15.7メートルのシミュレーションがあったとか、武藤栄氏が対策を検討させたとか、そのようなことは政府事故調の報告書にも載っています。しかし、それは、正式に決まる前にいろいろと検討するためのものであるかのように書いてあったのです。それがまったく違っていたということなのです。

3 15.7メートルの試算は対策の内容を詰めるための準備

平成20年(2008年)3月18日には、東京電力の設計部門から、地震調査研究推進本部の「長期評価」を用い、明治三陸沖地震の津波の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した場合の津波水位の最大値が、敷地南部でO.P.+15.7メートルとなる旨の試算結果が出されました。

これは、福島第一原発の当時の想定津波水位であるO.P.+5.4メートル～5.7メートルを大幅に超えています。このような津波が発生すれば、福島第一原発のタービン建屋の設置された10メートル盤を大きく超えて浸水してしまうことは明らかでした。

つまり、この試算は東京電力が福島第一原発における津波対策を採るための前提として、防潮堤の高さを決めるための試算だったのです。

4 耐震バックチェック最終報告で「長期評価」を考慮することは決定されていた
平成20年(2008年)3月20日に実施された東京電力の「地震対応打合せ」では、耐震バックチェックの中間報告書の提出に伴うプレスリリースに関して作成された「想定問答集」が報告されています。その中で、津波評価に関して充実した記述をしろ、と指示しているのです。同月29日に実施された東京電力の「地震対応打合せ」では、平成21年(2009年)6月に出ることになっていた耐震バックチェックの最終報告書で、「長期評価」を考慮する旨が記載された修正済みの「想定問答集」が報告され、了承されています。これも、議決が明らかにした新事実です。もしこの時、マスコミの人たちが適切な質問をしていれば、それに基く回答が出てきていたかもしれません。そうなってれば、私たちもその中身を知ることになっていたのかもしれませんが、そうはなりません。記者から質問がなかったため、永遠の闇に埋もれていたわけです。

しかし、記者会見用の「想定問答集」に記載されている内容というのは、東京電力としての社の方針です。社の方針をその時点で決めるもので、どの会社でも一所懸命に議論をして決めているわけです。ですから、ここが決定的なポイントです。この事実はずっと隠されていました。政府事故調の報告書にもこのようなことは一言も書かれていません。しかし、政府事故調は絶対に、この情報を持っていたはず

です。
このように明白に、社として対策を取るという方針を決めていた、ということなのです。本当に許せないことです。こういうことが現実に行なわれていたのに、事故から4年以上も隠されてきて、東京第五検察審査会の委員の皆さんの努力によってはじめて明らかになったのです。

5 2008年6月、10メートルの防潮堤建設など具体的津波対策の検討を指示
平成20年（2008年）6月10日、土木調査グループの津波対策担当者は、
「長期評価」を用い、明治三陸沖地震型津波を福島県沖海溝沿いに設定した場合に、
O. P. + 15.7メートルとなる津波試算結果を武藤栄副社長（当時）に報告し、
合わせて、原子炉建屋等を津波から守るために敷地上に防潮堤を設置する場合には、
O. P. + 10メートルの敷地上に約10メートルの防潮堤を設置する必要がある
こと等を説明しました。

津波試算結果が武藤氏に報告され、そこで対策が指示された、というところまで
は、これまでもわかっていました。しかし、10メートルの高さの防潮堤を設置す
る必要があると言われていたことなどは、今までまったく明らかにされてきません
でした。10メートル盤（O. P. + 10メートルの地盤）の上にさらに10メー
トルの防潮堤を築く、ということがもし実際に行なわれていたとするならば、今回
の事故は確実に防げています。このような報告が武藤氏に対して行なわれ、それ
に対して武藤氏は、非常用海水ポンプが設置されている4メートル盤（O. P. + 4
メートルの地盤）への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認
可など、機器の対策の検討を指示しているのです。

ですから、前段の「10メートルの防潮堤」という事実が今までの報告書や検
察官による捜査結果などのさまざまな記載から、故意に落されていたのだと、私
たちは考えています。

6 土木学会への検討依頼は耐震バックチェックの長期先送り

そして平成20年（2008年）7月31日、多くの人を苦しめている福島原発
事故の原因になったのは、まさしくこの年の7月31日に行なわれた、「いったん決
めたはずの津波対策をやらない」と決定した武藤栄副社長の指示でした。

今まではこの指示について、私たちは「先送りの決定」と認識していましたが、
実際には津波対策をするという決定を転換させた、もしくは、転覆させた、そのよ
うなことが起きていたのです。

昨年の東京第五検察審査会の議決では、これを「方針の変更」と表現しています。いったん決まっていた方針を転換させたのだということです。この点について、これまでは明らかになっていませんでした。公表されていた資料には、武藤栄副社長は対策を採るべきかどうか、迷った末に対策を先送りにしたのだと、書かれていたわけです。

ところがそうではなくて、武藤氏は社の方針として半年間ずっと、このような方針を進めると決めて、どれだけ対応が必要だ、どれだけお金が必要だ、そのためにシミュレーションもやって何メートルの防潮堤が必要であるということを詰めてきたのです。そしてそれを最後の段階に覆したということなのです。

地震調査研究推進本部の「長期評価」については土木学会の検討に委ねることとし、その方針について津波評価部会の委員や保安院の理解を得ること等が指示され、平成20年（2008年）10月には、それらの了解をおおむね得ることができたということになります。その結果、耐震バックチェックの最終報告は平成21年（2009年）6月にするはずだったのですが、この期日が平成28年（2016年）1月まで6年半も延期されることになりました。土木学会に検討を投げる期間は、ずっと津波対策が延ばされる方針になったのです。

第4 保安院に15メートルの津波は報告されなかったが

1 東京電力の国への報告は地震の4日前

東京電力の役員はこのシミュレーション結果を政府に提出せず、隠しました。平成22年（2010年）11月、地震調査研究推進本部が「活断層の長期評価手法（暫定版）」を公表したことを契機として、保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状についての説明を要請しました。平成23年（2011年）3月7日東京電力は、15.7メートルというシミュレーション結果を国に報告しました。平成14年（2002年）の長期評価に対応し、明治三陸地震が福島沖で発生した場合、13.7～15.7メートルの津波が襲うという内容でした。このあたりは、これまでずっと主張してきた通りです。

2 対策が遅いと指摘した保安院小林審査官

保安院の小林勝氏は、平成23年（2011年）3月7日に、このシミュレーションの報告が東京電力から保安院に対してなされた際に、次のように警告しました。

土木学会の「津波評価技術」の改訂に合わせるという東京電力の方針に対して「それでは遅いのではないか。土木学会による「津波評価技術」の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、地震調査研究推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう」とコメントしたということです。しかし、これは遅すぎた警告でした。

このような話が出てくるというのも、東京電力は平成19年（2007年）から津波対策をやる予定になっていたし、耐震バックチェックは平成21年（2009年）6月には完了する予定となっていたのですから、それが遅れているのではないか、という思いが、小林氏にはあったのだと思います。

3 名倉審査官の調書は半落ち状態

注目されていた名倉繁樹氏の政府事故調調書がようやく平成27年（2015年）9月に公開されました。名倉氏は、福島第一のバックチェックの主担当でした。平成23年（2011年）3月7日の保安院による東京電力のヒアリングについて、名倉氏は次のように述べています（添付資料1）。

「このヒアリングには、東電から■らが出席し、保安院からは小林室長、渡邊課長補佐、杉原審査官、玉木研修員が出席した。

私は、②の資料（貞観の津波に関する資料）を見て、推本の見解に対応した断層モデルに基づく計算の結果、F-5及び6の津波水位が10.2mとなっており、敷地レベルを超えていたので、驚いた。869年貞観津波の断層モデルに基づく計算の結果でも、平成21年9月に東電から見せられた資料では、津波水位が8m台のオーダーであったと思っていたが、②の資料には9mという津波水位が記載されており、平成21年9月に見せられた資料に記載されていた数字との違いが気になった。」

「いつまでに津波対策工事を行うのか東電に尋ねたところ、東電は「平成24年10月を目標に検討する。」と答えた。

これに対し、私は、「平成24年10月以降に津波対策工事を実施するのは遅いのではないか。平成24年10月に津波評価技術が改訂されるのであれば、その時点である程度対応が行われていないと遅い。」と東電に言った。

これに対し、東電は、「津波対策については、より具体的な検討を社内の対策プロジェクトチームでやり始めている。今後、本格的な検討を始める。」と言っていた。

私が「バックチェックの最終報告書の提出時期はいつ頃か。」と聞いた際、東電の■は「全体であれば平成25年以降。単一のユニットで早いものであれば平成24年10月くらい。」と回答した。私が「平成24年10月に、土木学会によるフェーズⅣの成果物が出た後でバックチェック最終報告書が出されれば、世間的に見たらアウトになってしまう。津波対策も行い、なるべく早期にバックチェック最終報告書を提出してほしい。津波対策をなるべく早く検討、具体化して、できる事から対策をやってほしい。提出できるところから最終報告書を提出してほしい。」と言った。」

「私は、正直なところ、地震が起きた3月11日の時点において、福島地点における津波の問題を、いつ起こってもおかしくない切迫した問題としてはとらえていなかった。」

「保安院として積極的なアクションを起こすかどうかは、保安院に説明性が求められる事態に至るかどうかで決まるところがあった。つまり、その時々の研究の成果等で地震や津波に関する新しい知見が出た場合、保安院が、地元住民や世間から、新しい知見を踏まえた原発の安全性確保について説明するよう求められる事態となるかどうかといった点に関心事であった。」

「他方で、推本という国の機関が、平成23年4月に長期評価の改訂を公表したり、女川のバックチェック審議の中で目に見える形で貞観地震・津波の問題が取り上げられる事態に至れば、先ほど述べたように、保安院としても、長期評価の改訂等を踏まえた原発の安全性確保に関する説明を求められることになるので、必要が

あれば、上層部の決裁を経た上で、保安院として、事業者に対し、何らかの指導をするという展開は十分にあり得たと思う。」

この名倉調書は、すべての事実を包み隠さず述べたものかどうか疑問です。津波の問題を切迫した問題としてとらえていなかったという名倉氏の発言は、原子力の安全確保の任に当たっていた者としてゆゆしい発言だと思います。原発の安全審査においては、万が一にも起きる可能性のある事象については、明日起きるかもしれないという緊張感をもって対策に当たらなければならなかったはずです。平成18年（2006年）には保安院は早期に全国の原発で津波対策を講ずる、そうでなければ不作為を問われる可能性があるとして述べていたことは前述しました。平成22年（2010年）の段階でも、福島第一のバックチェックにおける最大のポイントは津波対策であると森山善範審議官は名倉氏や小林氏、野口哲男氏らにメールしていたのです。また、耐震バックチェックの完了時期が、当初平成21年（2009年）とされていたのに、東京電力のいいなりに大幅に延期されながら、運転継続が認められていたことについて、何も説明もなされていません。この名倉調書が真実であれば、名倉氏は規制担当として失格であるし、真実の半分は語っているかもしれませんが、さらに大きな事実が隠されている可能性もあると思います。

4 津波想定は事故後も隠された

平成23年（2011年）3月11日の東北地方太平洋沖地震で津波の浸水高はO. P. +約11.5～15.5メートルでした。同年3月7日に報告されたシミュレーションの数値とほぼあっています。そしてこの3月7日の報告は国・保安院によって、8月まで秘匿されました。

平成23年（2011年）3月13日に東京電力の清水社長は会見で、事故は「想定外の津波」を原因とするもので、東京電力には法的責任がないと主張しました。その後も東京電力はこの主張を繰り返しました。この3月7日の報告が明かになったのは、同年8月の読売新聞のスクープによってでした。

第5 貞観の津波の危険性を保安院は認識していた

1 貞観の津波

ここで貞観の津波について説明します。この問題は、保安院によって、東京電力の津波対策の遅れを認識できた可能性に関わるからです。

平成20年（2008年）10月、武藤栄氏の方針転換から3ヵ月くらい後になりますが、佐竹健治・東大教授が、貞観の津波¹の痕跡が福島県でも見つかっている、という内容の最新の論文²を、これを検討しなければいけませんよ、という形で、東京電力に渡します。

平成20年（2008年）11月には、東京電力の担当者は、貞観津波の計算水位が8.6～9.2メートル（土木学会手法では+3割程度、すなわち敷地高さ超え）になることを知ります。貞観の津波の津波堆積物の調査が進み、平成21年（2009年）にはこの問題が耐震バックチェックの会議で岡村行信³委員から指摘されています。

しかし、保安院の名倉審査官は、津波については中間報告では扱いません、最終報告に盛り込みますからと言って、問題を先送りしました。この時、最終報告は半年から一年後に出ます、と言ったのですが、それは嘘なのです。最初から先延ばしが決まっているのに、そのようなことを言って、委員をごまかして、津波の問題に議論を入れさせないようにした悪質な行為です。

¹ 「日本三代実録」(901)の、清和天皇・貞観11年5月26日条に記載されている津波。光と激震に続く津波は、海岸から遠く離れた、陸奥国の「城下」に押し寄せたと記載されている。1906年に歴史地理学者の吉田東伍が取り上げ、「城下」を多賀城であると考証した。1995年の発掘調査によって、多賀城市中心部に堆積物が発見されている。

² 行谷佑一・佐竹健治・山木滋「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」活断層・古地震研究報告, No. 10, p.1-21, 2010

³ 産業技術総合研究所所属の地震学者。2004年より活断層研究センター海溝型地震履歴研究チーム長をつとめ、2009年より活断層・地震研究センター長、現在は、活断層・火山研究部門首席研究員

2 「津波にかかるとクビになるよ」

そして平成21年（2009年）9月に東京電力が貞観の津波の試算結果を保安院に説明します。この説明会に小林勝・保安院耐震安全審査室長（当時）は欠席しています。先に述べたような小林氏のしていた警告に照らせば、圧力を掛けられ欠席したのではないかと、という推測も可能です。小林氏の政府事故調調書には次のやり取りが記録されています。

小林「ちゃんと議論しないとまずい」

野口・審査課長「保安院と原子力安全委の上層部が手を握っているから余計なことをするな」

原昭吾・広報課長「あまり関わるとクビになるよ」

野口氏は、前任が経産省資源エネルギー庁で、プルサーマルを推進する立場にいた人です。推進側のその人が、規制側の審査課長という畑違いのポストに来て、安全審査に取り組んでいた小林氏を恫喝するようなことを言っていたわけです。平成18年（2006年）の段階の保安院と比べても、規制当局として著しく劣化していることが、ここで分かります。それを劣化させたのが、野口氏らです。そのようなこともはっきりしてきました。

3 驚くべき森山メール

そして平成22年（2010年）3月、事故のおよそ一年前ですが、3月24日午後8時6分に、保安院の森山善範審議官が原子力発電安全審査課長らに送ったメールが残されていました。以下の記載があります。

「1F3（福島第一原子力発電所三号機）の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」

実は森山氏はこの時点では15.7メートルのシミュレーションのことは知らないのです。

「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対しては注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」「津波の問題に議論が発展する

と、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」

この点も、東京電力の認識とはちょっとズレています。東京電力側の人たちは、絶対に対策をやらなければならないことが分かっている、それを先延ばしにしていたのですが、森山氏は15.7メートルのことはまだ見せられていません。

「東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました。」

このメールは、保安院が貞観の津波の危険性をはっきりと認識していたことを示す、動かしがたい証拠です。

ここに現れている東京電力と保安院、資源エネルギー庁の関係を時代劇風に言い表すならば、たとえば東京電力は越後屋、そして保安院は悪代官です。エネ庁は悪代官の上役の幕府の老中という役回りでしょうか。

越後屋は悪代官を徹底的に骨抜きにしているわけです。そして手玉に取っているのです。しかし、一番大切なことは教えないわけです。欺いているわけです。「お主も悪よのう」とか言われながら、一番不都合なことは教えない、それが東京電力です。しかし保安院が半分の事実（貞観の津波のこと）を知りながら、「お主も悪よのう」と言っていたわけです。東京電力の方が一枚上手なのは事実ですが、保安院は単純に騙されていたとはいえません。そして、保安院をここまで腐敗させた力は、野口氏ら資源エネルギー庁からの「プルサーマル優先で、津波対策など後回し」という圧力だったのです。

本当の悪は、資源エネルギー庁の中にいるのかもしれませんが、それに屈し過失を犯した保安院幹部らの責任は問われるべきであり、真相を明らかにしなければなりません。

保安院は、平成21年（2009年）に終了する約束だったはずの耐震バックチェックの作業の6年もの延期をすんなりと認めてしまっているのです。津波対策を取らなければ、「不作為を問われる」と言っていた組織の、これほどの劣化について

きちんとメスを入れなければ、保安院のほとんどの人員をそのまま引き継いだ規制庁は、同じ誤りを犯してしまうことでしょう。

この事件の真実を解明し、今後二度と原発事故がおこらないようにするためには東京電力だけでなく、保安院の責任を厳しく問うことがどうしても必要なのです。

第6 東京電力の津波対策責任者と保安院の責任者の起訴で、福島原発事故の全貌の解明を

1 私たちは事故の真相・深層の解明を求める

本件告訴の被告訴・告発人9名のうち、東京電力2名、保安院3名について申立を行い、起訴を求めています。

東京電力では酒井俊朗氏、高尾誠氏の2人です。酒井氏は東京電力の津波対策の責任者・マイアミレポートの作成者・土木学会委員です。高尾氏は東京電力の津波対策のサブ責任者・土木学会幹事です。津波対策を進めてきて、工事内容も詰めながら、武藤副社長（当時）にこれを却下された部下と言うことになります。酒井氏たちは、津波対策は不可避だと考えていたのですから、結果を予見していたことは間違いがありません。しかし、サラリーマンとして上司に対策を否定されたときに、結果回避が可能だったといえるかが問題となり得ます。

しかし、東京電力のような公益企業の場合、上司・幹部が誤った判断をした場合、部下はこのことを監督官庁に伝え、適切な対応を求めるべきでした。

保安院の責任者と対応していたのは、彼ら2人です。2人が、会社内の状況を包み隠さず報告していれば、保安院による対策が取られた可能性があります。

正確な事実を日常的に接している監督機関に打ち明けるだけで良かったのです。そのような対応をとれなかった2人には、しっかりと責任をとって、法廷で事実を明らかにしてもらう必要があります。

平成20年（2008年）～平成21年（2009年）当時の保安院担当幹部の中では、森山善範氏、名倉繁樹氏、野口哲男氏の3人です。森山氏は保安院原子力発電安全審査課長、ついで保安院審議官。前述のメールを出した人です。名倉氏は

保安院原子力発電安全審査課審査官。中間報告では津波は扱わないと言った人です。野口氏は保安院原子力発電安全審査課長で、「余計なことをするな」と小林氏を脅していた人です。

2 浮かび上がるプルサーマルの影

この津波対策がいったん計画されながら、東京電力が方針を転換し、津波対策をとらないとした背景にはプルサーマル計画の実施を急ぐ政府と電力関係者のねじれた関係があり、ここには福島県も深く関わっていました。

福島県は、もともと耐震安全性の確認をプルサーマル実施の条件としていました。佐藤栄佐久知事の時代から、福島県はプルサーマルの実施に厳しく対応してきました。しかし、津波対策の先送りの背景として、プルサーマルの実施を優先し、津波対策をしないという対応がなされたことが指摘されてきました。津波対策に関わるなど小林審査室長らに圧力を加えていた野口審査課長や原広報課長らは経産省内のプルサーマル推進派だったとされます。内堀福島県知事は、当時福島県副知事をしており、原子力関係の業務を所管していました。平成27年（2015年）10月26日付けの北國新聞（添付資料2）などに掲載された共同通信の配信記事（鎮目宰司記者）によると、津波評価をしないで、プルサーマルの実施を認めるという判断を福島県は行ったが、この過程に現内堀知事が当時の副知事として関わった可能性が指摘されました。

内堀知事は共同通信の取材に対して「報告を受けたかどうか、記憶に定かでない」と書面で回答したといます。津波対策の方針転換の背景には、工事費や工事期間中の停止のリスクだけでなく、国策であるプルサーマルの推進のために津波対策をとることが障害とされ、対策がとられなかった可能性もあることがわかります。今後開かれる公開の法廷において、このような残された謎の解明が期待されるどころです。

3 起訴相当の判断を

私たちは検察審査会のみなさまに対して、東京電力の酒井俊朗氏，高尾誠氏，保安院の森山善範氏，名倉繁樹氏，野口哲男氏5名の起訴が相当である旨の判断をしてくださいますよう，あらためてお願いいたします。

以上

添付資料

- 1 政府事故調 名倉繁樹 平成23年9月5日付聴取結果書
- 2 鎮目宰司 平成27年10月26日付北國新聞記事
- 3 鎮目宰司 「漂流する責任：原子力発電をめぐる力学を追う（上）」『科学』1000号 岩波書店
- 4 鎮目宰司 「漂流する責任：原子力発電をめぐる力学を追う（中）」『科学』1001号 岩波書店
- 5 鎮目宰司 「漂流する責任：原子力発電をめぐる力学を追う（下）」『科学』1002号 岩波書店